

冬季における異常降雪によって交通が遮断されると、通勤・通学や物流に大きな影響を及ぼす、そのために「積雪寒冷地特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（昭和 31 年法律第 72 号）に基づく指定道路等で交通確保を必要とする路線について、除雪を実施する。

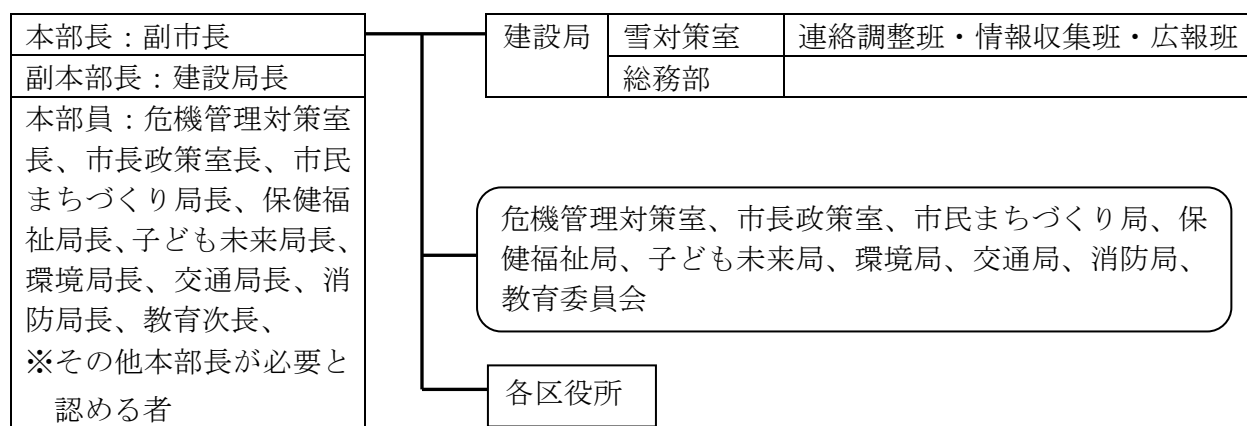
除雪計画の詳細については、「豪雪時の対応指針」（札幌市建設局 平成 8 年 12 月 12 日）によるものとする。

第 1 雪害体制の確立

札幌市では、大雪の恐れのある場合、注意体制・警戒体制・緊急除雪体制をとり、情報連絡や除雪作業を実施する。通常の除雪体制では対処できない等の雪害が発生した場合は、「札幌市雪害対策実施本部」を設置し、必要な除雪作業を実施する。

配備・体制の基準等	体制	各区の配備	市役所の配備
○大雪注意報	注意体制	通常の除雪体制	—
○大雪警報 ○これに類する状況	警戒体制	警戒配備体制 通常の除雪体制 (必要に応じて増員)	警戒配備体制 (建設局・危機管理対策室・市長政策室・市民まちづくり局・保健福祉局・子ども未来局・環境局・交通局・消防局・教育委員会・区)
○除雪・降雪の状況等により通常の除雪体制では緊急除雪が通勤・通学時までには間に合わないとき ○通行止めやバス運休の発生その他	緊急除雪体制		
○市内の随所で通行止めやバス運休等の交通障害が発生したとき ○その他市長が必要と認めたとき ↓ ○通行止め・バス運休状態の復旧 ○交通機関の運休状態の復旧 ○緊急自動車が行き可能 ○生活弱者の安否確認終了その他		雪害対策実施本部の設置 ↓ 雪害対策実施本部の解散	

雪害対策実施本部



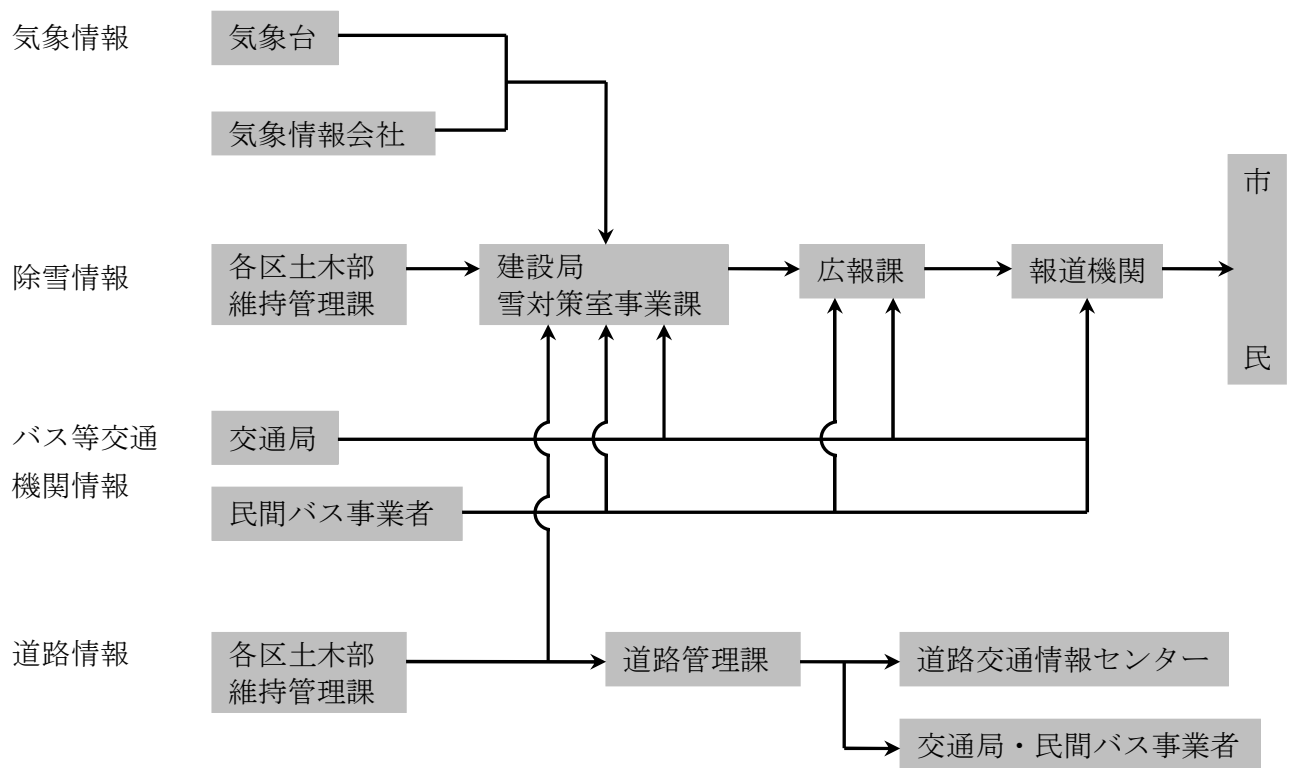
【雪害対策実施本部会議が協議する事項】

- 雪害対策活動の総合調整に関すること
- 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- 札幌市災害対策本部への移行に関すること
- その他、実施本部長が必要と認めること

第2 雪害対策の実施

1 広報活動

警戒配備体制を敷いた場合、豪雪に関する気象情報や道路・交通機関の状況等の広報を、テレビ・ラジオの報道機関に要請する。



【広報の流れ】

2 緊急除雪

除雪作業は、札幌市が管理する道路のうち、市民生活に影響のある重要路線から実施する。

- ① 災害時の第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路
- ② すべてのバス路線
- ③ 交通量が多く重要な路線

除雪した雪は通常の雪堆積場で処理するが、豪雪のため処理が困難な事態となった場合、緊急雪堆積場調書に従って、一定規模以上のオープンスペースを活用する。

<参 考>

【通常時の除雪基準】

車道除雪	○幅員 8m以上の道路で降雪 10 cm以上のとき、通勤・通学時まで実施
歩道除雪	○幅員 2m以上の歩道でバス路線及び住宅連担地域の歩行者の多い歩道で降雪 10 cm以上のとき、通勤・通学時まで実施
運搬除雪	○バス路線等で交通量の多い主要道路及びJR 駅、地下鉄駅等、車両が集中する路線で特に排雪が必要な路線 ○市内小学校の指定する通学路

【業務マニュアル】

- 豪雪時の対応指針

【参考資料】

- 除雪計画路線・運搬排雪路線・緊急除雪路線・雪堆積場調書（資料編）



大雪時の対応指針

札幌市

(平成23年度改訂)

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	
第2節 計画の性格	
第3節 定 義	
第4節 計画の構成	
第2章 組 織 計 画	2
第1節 警戒配備体制及び札幌市雪害対策実施本部	
第2節 区土木部及び雪対策室	
第3章 情 報 連 絡 計 画	2
第1節 連絡体制	
第2節 連絡方法	
第4章 広 報 活 動 計 画	3
第1節 情報項目	
第2節 広報方法及び連絡系統	
第5章 緊急除排雪体制時に優先して除排雪を行う路線	4
第1節 緊急除雪路線	
第2節 重要路線	
第6章 雪 たい 積 場	4
第1節 緊急雪たい積場調書	
第7章 大雪時の除雪対応マニュアル	4
[別 表]	
1. 体制 の 基 準	5
2. 体制 の 解 除	6
[別 図]	
1. 連絡系統図	7

〔平成 8年12月12日〕
〔建設局長決裁〕

最近改正 平成23年12月19日

大雪時の対応指針

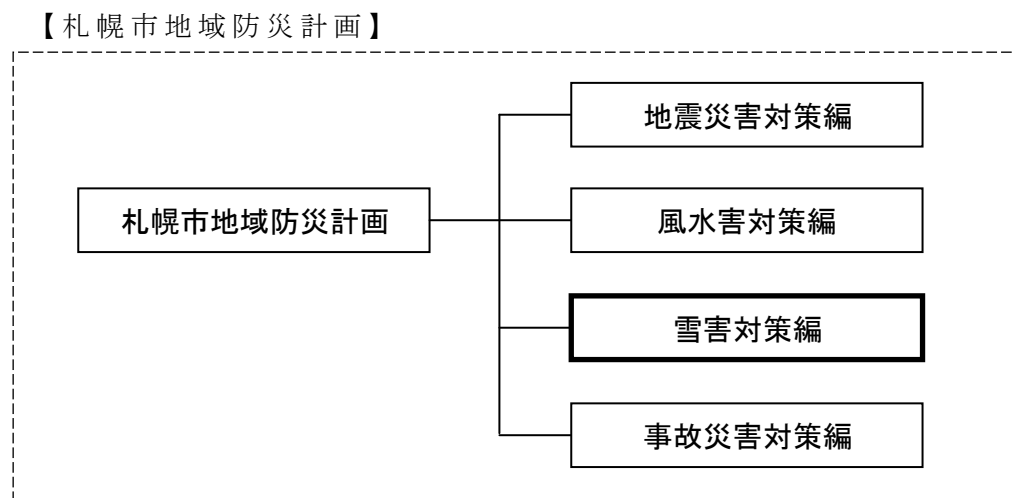
第1章 総 則

1 目 的

この計画は、大雪時における除排雪等の体制整備や情報収集提供及び除排雪を優先すべき道路並びに具体的な行動計画などを予め定めることにより、雪害を未然に防止し、あるいは最小限に抑えることを目的とするものである。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日制定）第42条の規定に基づき作成された「札幌市地域防災計画」の「雪害対策編」として定める。



3 定 義

雪害とは、異常な降雪により、道路の通行止めや公共交通機関の運休が発生すること等をいう。

4 計画の構成

この計画の構成は、次の7章からなる。

第1章 総則

第2章 組織計画

- 第 3 章 情報連絡計画
- 第 4 章 広報活動計画
- 第 5 章 緊急除排雪体制時に優先して除排雪を行う路線
- 第 6 章 緊急雪たい積場
- 第 7 章 大雪時の除雪対応マニュアル

第 2 章 組織計画

1 警戒配備体制及び札幌市雪害対策実施本部

大雪となる恐れや積雪が多くなり、十分な通行幅員が確保できなくなるなど、一定の気象状況や道路状況の時に警戒配備体制をとるものとする。

また、雪害が発生し、札幌市災害対策本部設置に至らない災害対策の実施が必要と認められるときには、札幌市雪害対策実施本部（以下「実施本部」という）を設置するものとする。

2 区土木部及び雪対策室

区土木部及び雪対策室は、気象状況等に応じ、「体制の基準」（別表 1）により注意体制、警戒体制、緊急除排雪体制をとり、所要の活動を行うものとする。

また、「体制の解除」（別表 2）に合致する状態となったとき、この体制を解除するものとする。

区の活動は、除雪対策委員会要綱（昭和 53 年 10 月 20 日市長決裁）に基づく区除雪対策委員会の組織体制において実施するものとする。

第 3 章 情報連絡計画

1 連絡体制

降雪状況及び除雪状況等の情報連絡及び報告は、各体制において必要の都度行うものとする。また、警戒配備体制時の関係部局への連絡は、「連絡系統図」（別図 1）により行うものとする。

2 連絡方法

イントラネット、電話及び F A X 等により迅速に行うものとする。

第 4 章 広報活動計画

大雪時における情報を迅速かつ適切に市民に対し提供するために、連絡系統その他必要な事項に関し、予め所要の体制を確立することによって市民生

活の混乱を防止するものである。

1 情報項目

次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

- (1) 降雪等気象に関する情報
- (2) 除雪に関する情報
- (3) 公共交通機関の運休に関する情報
- (4) 道路情報（通行止め）
- (5) その他必要な情報

2 広報方法及び連絡系統

警戒配備体制時の情報提供は、予め定めた担当部局から広報課を通じて報道関係機関に要請するとともに、ホームページの活用や町内会での回覧等により情報提供するものとする。

第5章 緊急除排雪体制時に優先して除排雪を行う路線

1 緊急除雪路線

市が管理する道路のうち、バス路線やライフラインの確保の観点から重視される道路など、特に大雪時には他の道路よりも優先して新雪除雪し、道路交通機能を確保すべきものとして定めた道路である。

- (1) 緊急除雪路線に含まれる道路は、次のとおりである。
 - ①札幌市地域防災計画で設定した第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路
 - ②全てのバス路線
 - ③地区として交通量が多く重要な路線
- (2)緊急除雪路線延長及び各区分延長等は、別添資料のとおりとする。
- (3)緊急除雪路線図は、別添資料のとおりとする。

2 重要路線

緊急除雪路線の一部及び要注意路線の全部から選定した特に重要な路線で、大雪時には他の道路よりも優先して拡幅又は運搬排雪し、道路交通機能を確保すべきものとして定めた道路である。

- (1) 重要路線に含まれる道路は、次のとおりである。
 - ①緊急除雪路線の一部
 - ②要注意路線の全部（雪たい積場までのアクセス路線、交通量やバス便数の多い狭小バス路線）
- (2)重要路線の延長及び各区分延長等は、別添資料のとおりとする。
- (3)重要路線図は、別添資料のとおりとする。

第6章 緊急雪たい積場

大雪等により、当初計画の雪たい積場での雪処理が困難な事態が発生した場合には、緊急かつ迅速に雪たい積場の拡大及び新規確保を図る必要がある。

このため、毎年厳冬期までに過年度最大搬入量と当初計画雪たい積場の搬入容量との差分に相当する緊急雪たい積場調書を作成しておくものとする。

1 緊急雪たい積場調書

大雪時等に当初開設の雪たい積場のうち、当該敷地または隣地等の拡大使用が可能と推定される箇所、又は新たに雪たい積場として緊急使用が可能と推定される箇所について、予め開設に伴う問題点等を記載した緊急雪たい積場調書を作成しておくものとする。

第7章 大雪時の除雪対応マニュアル

大雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施できるような連絡系統、除雪計画、除雪機械配置その他必要な事項に関し、予め所要の体制を確立し、円滑な除排雪を実施するため、大雪事象に対応するマニュアルを作成し、雪対策室と区土木部が共有しておくものとする。

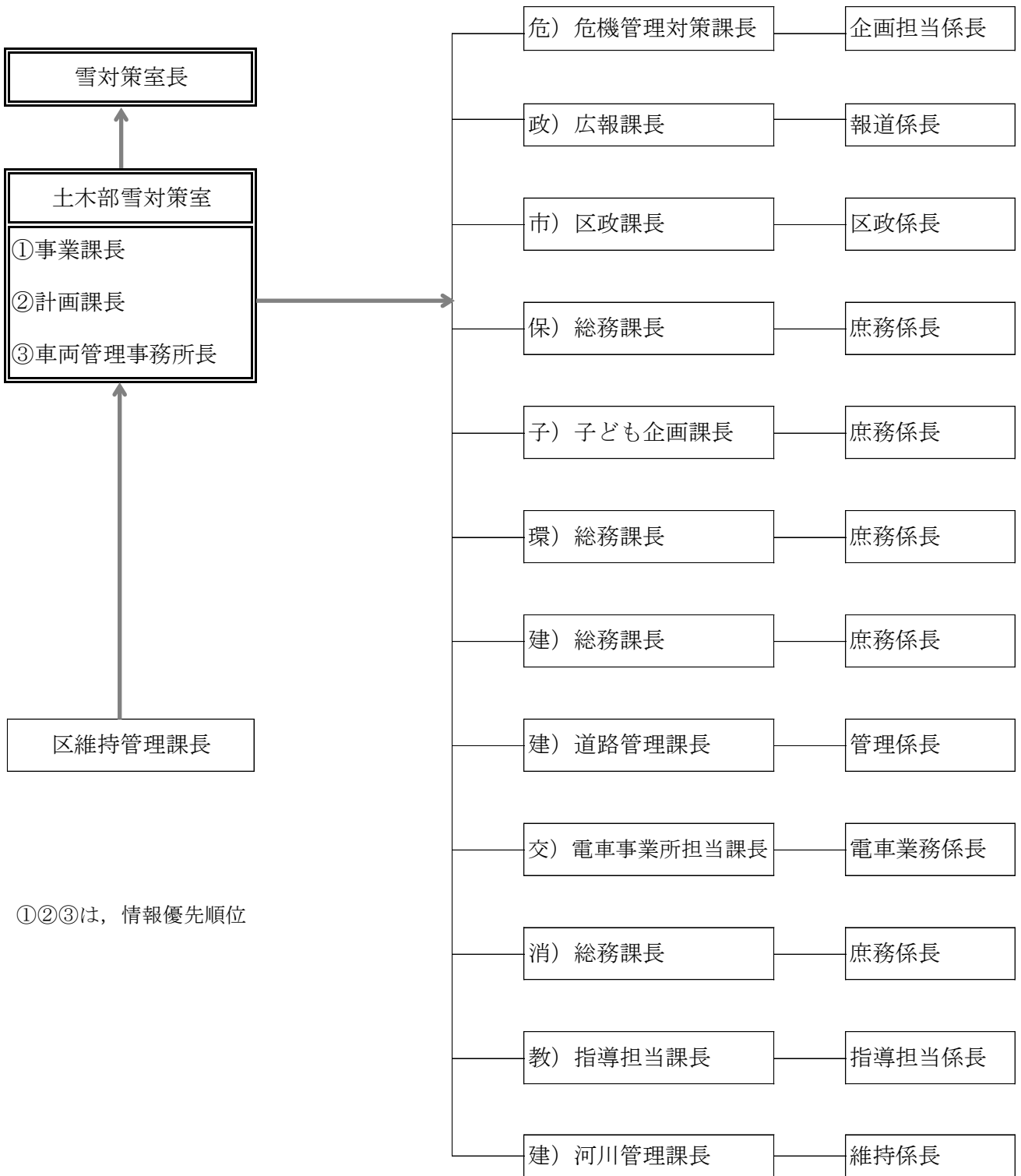
体制の基準

体制	配備	体制の基準等	体制の判断
注意体制 (レベル1)	1	1. 札幌市に大雪又は風雪注意報が発令されるとともに、降雪状況及び予測降雪量から、特に注意を要する場合 例) PM4:00 の情報で、20cm 以上又は風雪等により交通障害の予測、警報発令の予想等がある場合 2. 区ごとの積雪深が、月ごとに定めた一定の値に達した場合	左記に合致する状況となったと当該区の維持管理課長等が判断したとき
警戒体制 (レベル2)	警戒配備体制	1. 札幌市に大雪又は風雪注意報が発令され、相当の積雪になると予想される場合 例) 12 時間で 40cm、6 時間で 30cm を超える又は風雪等により交通障害の予測、警報発令の予想等がある場合 2. 札幌市に大雪又は暴風雪警報が発令された場合 3. 区ごとの積雪深が、月ごとに定めた警戒値に達した場合 4. 交通事業者等から通行に支障があるとの通報を受けるなど、このままでは除雪水準が確保できなくなるおそれがある場合	左記に合致する状況となったと当該区の維持管理課長等が判断したとき
緊急除排雪体制 (レベル3)	雪害対策実施本部 (レベル4)	1. 通常の除雪体制では、通勤・通学時までに緊急除雪路線の除雪を終えることができない場合 2. 重要路線のパトロールなどを行った結果、優先して重要路線の拡幅や運搬排雪を行う必要がある場合	左記に合致する状況となり、当該区の維持管理課長等が雪対策室との協議で判断したとき
		1. 市内随所で通行止めやバスの運休等の交通障害が発生した時及び、その他市長が必要と認めた場合	左記に合致する状況及び、その他市長が必要と認めたとき

体制の解除

体制	配備	体制の基準等	体制の判断
注意体制 (レベル1)		<ol style="list-style-type: none"> 大雪又は風雪注意報が解除されるとともに、降雪状況等から特に注意を要する必要がない場合 区ごとの積雪深が月ごとに定めた一定の値を下回った場合 	左記に合致する状況となったと当該区の維持管理課長等が判断したとき
警戒体制 (レベル2)	警戒配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 大雪又は風雪注意報が解除されるとともに、降雪状況等から特に注意を要する必要がない場合 大雪又は暴風雪警報が解除された場合 区ごとの積雪深が、月ごとに定めた警戒値を下回るとともに、除雪水準が概ね確保できる場合 月ごとに定めた警戒値に達していたとしても、除雪水準が概ね確保できる場合 	左記に合致する状況となったと当該区の維持管理課長等が判断したとき
緊急除排雪体制 (レベル3)		<ol style="list-style-type: none"> 通常の除雪体制で、通勤・通学時までに緊急除雪路線の除雪を終えることができた場合 重要路線の拡幅や運搬排雪が終了し、概ね交通が確保された場合 雪害対策実施本部が設置されている場合は、雪害対策実施本部が解散された場合 	左記に合致する状況となり、当該区の維持管理課長等が雪対策室との協議で判断したとき
	雪害対策実施本部 (レベル4)	<ol style="list-style-type: none"> 緊急除雪路線及び国道等の通行止めが復旧したとき 公共交通機関の運休状況が復旧したとき 緊急除雪路線の歩車道の除雪、生活道路の車道除雪及び歩道計画路線の除雪が終了したとき 生活弱者の安否確認が終了したとき その他 	左記の全てに合致する状況となったとき

連絡系統図



①②③は、情報優先順位

※大雨・洪水警報に関する場合（12/1～3/31）